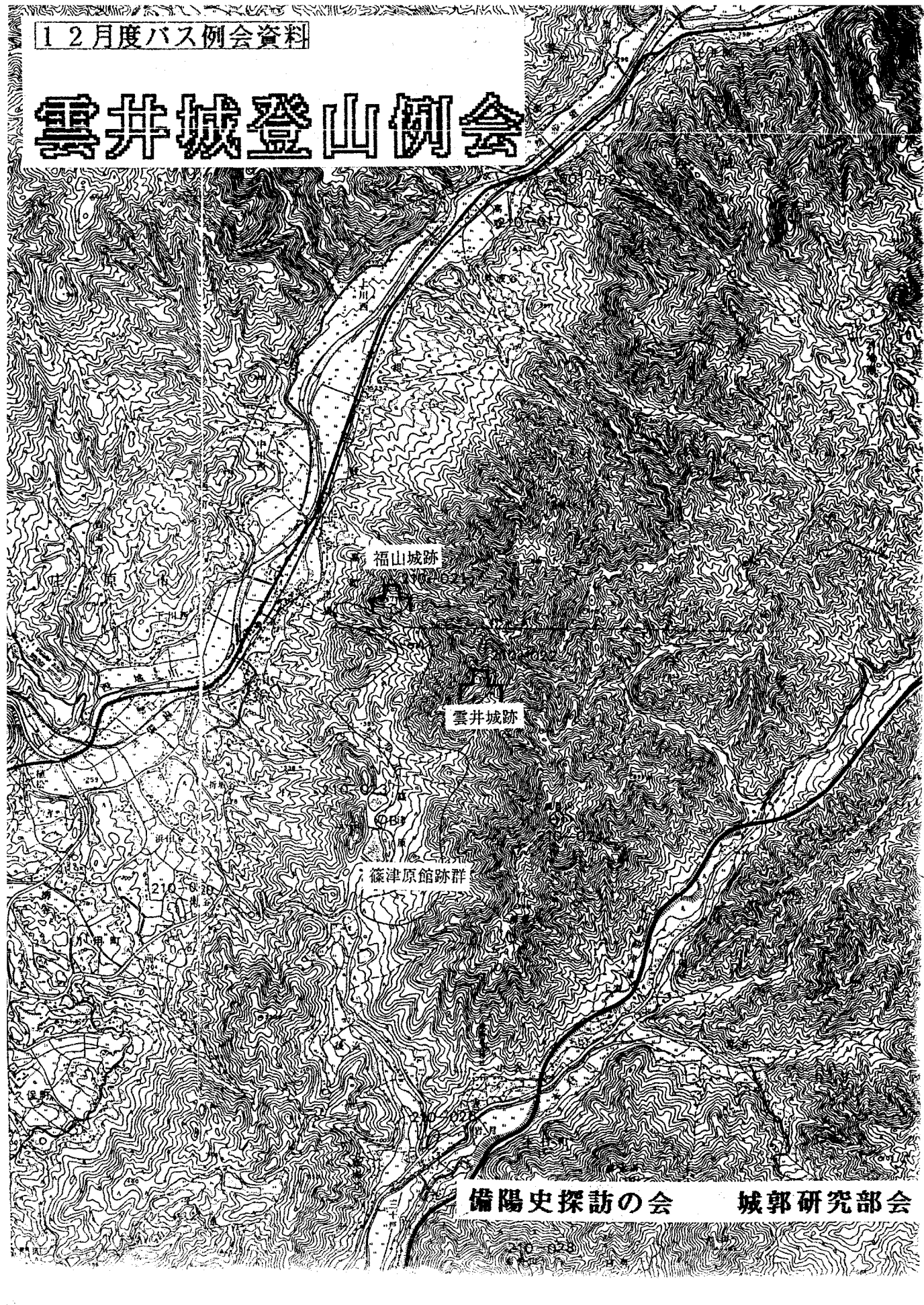


雲井城登山例会



福山城跡

雲井城跡

篠津原館跡群

山内首藤氏と高郷

木下和司

1 山内首藤氏と地毘庄

山内首藤氏は、相模国鎌倉郡山内荘（神奈川県鎌倉市の北部、および大船市の一部）を本貫地とする武士です。源頼朝の挙兵に際して、山内経俊が平家方に味方したために山内庄を取り上げられています。しかし、経俊の母が頼朝の乳母であったために許されて、母の私領であった早川庄一得名の領有を許されています。その後、経俊とその子息重俊が幕府方として活躍したため、陸奥・信濃・摂津などの地頭職と伊勢守護職を与えられました。元久元年（一二〇四）五月十日、伊勢・伊賀地方での平家残党の蜂起に際して卑怯な振る舞いがあったとして、山内氏は伊勢の守護職を解任されています。翌元久二年九月には守護職の復活を求めて運動していますが、復職は認められませんでした。『山内首藤家文書』の中にある「山内熊寿九代道圓文書目録」（二四）や「山内氏重書目録案」（五三）に「一通 地毘庄御下文 元久元年十二月卅日」とあることから、山内氏が守護職の回復を求める運動の中で地毘庄の地頭職を獲得したのではないかと思われます。

山内氏が峡隘であった相模国の一得名を捨て、一族の勢力拡大を目指して地毘庄に移住したのは山内資通の時だと思われまゝ。『芸藩通史』によれば、資通は正和五年（一一三六）に新市村部山に至り城を築いたことになっていま

す。以後、毛利氏に従って長州に移るまで山内氏は備北の地で勢力の拡大に努めることとなります。

2 山内首藤氏と高郷

中世の高郷は、現在の庄原市高町の地を指す考えられ、『和名抄』に記されている三上郡多可郷に当たると思われます。この高郷は近世の地名でいう高・川西・小用・大久保・永末・高門の六ヶ村を含む地域だとされています。中世になると高郷にも地毘庄の地頭・山内氏のが勢力を伸ばしています。山内氏は南北朝期の争乱に対処するため、応安七年（一三七四）三上郡高郷地頭職及び同郡永江庄半分を兵料料所として預け置かれています。

五七 「今川頼泰預ヶ状」

備後国三上郡内高郷地頭職、同郡内永江庄半分事、為兵料料所々預置也、守先例可致其沙汰之状如件、

応安七年七月廿二日 （頼泰） 右衛門尉（花押）

山内下野守殿

永江庄とは現在の庄原市の市街地付近を指しており、この時の預け置きにより山内氏は地毘庄から東方へ向かって進出する糸口を得たこととなります。しかし、この文書にあるように高郷に対する山内氏の支配権は、兵料料所として一時的に預け置かれたものであり、恒久的な支配権ではありませんでした。山内氏の高郷に対する支配権がどのよう

に確立されていったかを示す史料は、『山内首藤家文書』にも認められず正確な事は分かりません。次に『山内首藤家文書』に高郷の名前が現われるのは、年欠の文書ながら「塩冶氏盛書状」です。

一七七 「塩冶氏盛書状」

(端裏捻封ウハ書)

塩冶彦三郎

(豊成)

山内太和殿 御宿所

氏盛

宮高方知行分高郷之事、依有御由緒、御安堵御判可有御申之由、委細心得申候、以面申談候上者、縦御屋形様御難渋候共、涯分可申達候、聊不可有如在儀候、恐々謹言、

九月五日

氏盛(花押)

文書の発給された正確な年代は分かりませんが、明応の政変に関係した書状だと考えられるため、明応二年(一四九三)頃のものと思われる。この書状に書かれた「御由緒有るに依つて」とは、応安七年の「今川頼泰預ケ状」若くはその後に行われたかもしれないに地頭職の補任をさすと思われる。

「塩冶氏盛書状」によれば十五世後半の一時期、高郷は宮氏の領有に帰していたようです。ここで言う宮高方とは、どの系統の宮氏かは不明ですが、備北に勢力を伸長していた宮下野守家か、後述する十六世紀中頃の情勢を考慮すると久代宮氏の系統かと思われる。『山内首

藤家文書』を調べてみても高郷に関係する文書は非常に少しかありません。地頭職等の補任に関するものは、先の「今川頼泰預ケ状」のみで他にはありません。これは、山内氏の本拠地であった地毘庄、守護給分として与えられた泉田庄や信敷庄東方等と比較すると大きな違いです。もう一つ山内氏が勢力を延ばした地域で領有に関する文書の少ないのが永江庄です。永江庄は應永十七年(一四一〇)の「建仁寺領諸国注進目録ノ事」(『建仁寺旧記』)には「備後国永江庄ノ地頭職」とみえて、永江庄地頭職は建仁寺が保有していたこととなります。建仁寺は京都五山の一つですから、永江庄地頭職はおそらく室町將軍家の寄進によるものと考えられ、永江庄は將軍家料所であったのではないかと思われます。ここで振り返って高郷のことを考えて見ると、高郷に関してその領有権を争っている宮氏は室町將軍家奉公衆であり、備後国に於いても將軍家料所を多数預け置かれていたと思われる。有名な「康正二年造内裏段錢并国役引付」には「拾貫文 宮下野守殿 備後国之段錢」とあって具体的な郷荘名は記載されておらず、宮氏が備後国に將軍家料所として預け置かれた散在所領を持つていたと考えられています。つまりこの宮氏に預け置かれた將軍家料所の一つが高郷ではなかったかと考えています。

『山内首藤家文書』に含まれている所領給付及び所領安堵に関する文書を見て行くと、康応二年(一三九〇)の山名時熙の信敷庄東方の給付以来、山内氏が守護山名

安堵に関する文書を見て行くと、康応二年（一三九〇）の山名時熙の信敷庄東方の給付以来、山内氏が守護山名氏と強く結び付き守護給分による所領給付を通じてその勢力を延ばして行ったことが良く分かります。しかし、高郷や永江庄に関しては明応の政変に関して発給された明応二年（一四九三）の永江庄（本村を除く）給付に関する文書が初見であり、高郷・永江庄は本来守護の権限が及びずらい地域ではなかったかと思われます。つまり高郷・永江庄は將軍家料所であったために、応仁・文明の乱を通じて將軍の權威が完全に有名無実になるまで守護の所領成敗権が及びずらく、在地の有力者である山内氏に対しても所領給付に関する文書を発給できなかったのではないかと考えられます。応安七年（一三七四）の半濟給付を足掛りとして高郷に勢力を延ばした山内氏は、半濟停止後も実力でもってその勢力を扶植し続けたものと考えられます。確証はありませんが、半濟停止後、高郷は將軍家料所として宮氏、おそらく下野守家に与えられたと思われます。このことが高郷を巡る山内氏と宮氏の確執の原因になったのではと考えています。高郷を宮氏が領有していた証拠としては、「山内隆通知行書立案」（三〇四）に、

「一 高小用七百貫、但、比内當国一宮領数多有之」

とあることが挙げられます。宮氏は高郷の領有中に氏神

である備後一宮吉備津社に高郷内の所領を多数寄進していたものと思われます。

以上、述べてきたことを直接に論証する史料を現時点では見つけられてはいませんが、間接的に示唆する史料としては『山内首藤家文書』に含まれる山内氏の譲り状が挙げられます。文明十五年（一四八三）、山内豊通（豊成）が嫡子直通に宛てた讓状に添付された「山内豊通讓與本領給分日記」及び「山内豊通讓與請地日記」には、高郷・永江庄はともに記載されていません。高郷に關しては宮氏との確執があり、永江庄に關しても江田氏や毛利氏との確執があつたのではないかとと思われるため、高郷・永江庄に対する山内氏の支配は安定してはいなかつたと思われます。しかし、この時点で山内氏の勢力が高郷・永江庄に及んでいたことは確実であるのに、二つの地域に関する記載が先の兩文書に全く無い理由は何なのでしょう。一つは確かに二つの領域の支配が安定していなかつたためでしょうが、もう一つ大きな理由は高郷・永江庄がともに公に領有を主張できる地域ではなく実力で押領した土地であつたためと思われます。つまり文明十五年は応仁・文明の乱終結後、十年しか経過しておらず、如何に零落したとはいえまだ室町將軍家の權威が生きており、守護も国人も將軍家料所に関して公には云々できなかつたと思われます。

そんな時代状況のなかで興つた明応の政変は、備後国内の状況を一変させてしまします。備後の国人どうしが

現守護山名俊豊方と前守護山名政豊方に分かれて戦うことになったのです。この戦いは守護家の内部分裂と言う一面と国人衆の勢力争いと言う二つの面を持っていました。この時、国人衆の有力者として山内氏は俊豊方に、宮氏は政豊方に属しており、「塩冶氏盛書状」(一七七)、「山内俊豊書状」(一六三)は共に俊豊方が山内豊成の要求を受け入れたものと考えられます。山内氏の高郷に対する守護俊豊の承認によって一応の大義名文を得られた訳ですが、その所領支配は安定せず、西城大富山に本拠を置く久代宮氏との所領争いが続いています。久代宮氏については、田口会長が「久代宮氏の出自について」(『備陽史探訪六八号』所収)に書かれているように、天文十年(一五四一)に断絶した宮下野守家の跡を襲い旧奴可郡一帯を支配した一族であり、宮上野介家の一門・宮氏兼の家系と考えられます。久代宮氏は下野守家の旧領であった高郷の領有を主張して山内氏と激しく戦いました。この時の戦いが「久代記」に残る篠津原の合戦等の争いではないかと思つています。

3 山内首藤氏と雲井城

雲井城は庄原市高町にあり、西城川の川筋に沿って東北に進むと久代宮氏の居城大富山城のあった旧奴可郡西城に至ります。地毘庄から南に向かつて永江庄・信敷庄・泉田庄へと進出した山内氏にとって、備後の最有力国人である宮氏との接点となった高郷は戦略上の要衝であ

つたと思われまゝ。高郷を宮氏に抑えられた場合、信敷庄や永江庄が宮氏の脅威にさらされることになるため、信敷庄と高郷の境にあたる篠津原の雲井山に城を築き、宮氏に対抗したと考えられます。

久代宮氏の台頭以前、山内氏と宮下野守家の対立の状況は不明ですが、それほど強いものではなかったかも知れません。それは、文明六年(一四七五)には下野守家の人物と思われる宮盛忠が山内豊成にたいして小条孫右衛門尉跡を譲り渡したり、明応五年(一四九六)には下野守家惣領宮政盛が山内直通に未渡村を譲り渡したりしており、この頃には何らかの妥協もあったと思われまゝ。しかし、宮下野守家が断絶し、奴可郡一帯に久代宮氏が台頭してくるとその確執が激しくなつたと考えられます。山内氏と久代宮氏の高郷を巡る確執がかなり激しかったことには、二つの証拠があります。一つは、『久代記』に次のような記述があることです。「山内直通領分ト宮景盛領分トノ境に高村ト云所アリ両家数年此境ヲ論シ確執更ニ止」なかつたと書かれています。そして永禄二年(一五五九)には山内氏と久代宮氏は、团司川原や篠津原で戦つたとされています。この時、信敷庄・高郷の防衛拠点として雲井城も強化されたと思われまゝ。

二つ目の証拠は、『山内首藤家文書』に残る「山名祐豊加判塩冶綱條書」(二二二)や「山内隆通條書并毛利元就等連署返書」(二一六)に表れている宮家跡職への山内氏の執着です。「山名祐豊加判塩冶綱條書」は、山

答えています。この書状は年欠でうるため、いつ発給されたものか不明ですが、宮家跡職が下野守家跡を指すとすれば、宮下野守家が断絶した天文十年頃のものと思われれます。『大館常興日記』天文十年（一五四一）八月四日の条に「（前略）宮下野守跡たんせつについて宮彦次郎知行切とり候て大内方と一所也、仍彦次郎方より宮惣領職望申候云々」とあって、宮下野守跡職を大内方の宮彦次郎が押領して幕府に宮惣領職を要求していたことが分かります。この宮彦次郎が久代宮氏だとすれば、同じく備北の宮下野守跡代官職を狙う山内氏との間に強い確執がもたれたことが理解できると思います。

4 雲井城と毛利氏

山内氏は、天文二十二年（一五五三）に毛利氏の支配下に入ります。同じく天文二十二年には久代宮しも毛利隆元の師である小奴可宮氏出身の興禪寺策雲の計らいによつて毛利氏に属しており、この時点で雲井城は毛利対尼子の最前線ではなくなり、従つて現在残っている雲井城の石垣は、毛利氏の援助を受けることなく山内氏が独力で築いたものと考えられる方が良いでしょう。しかし、山内氏が単独で築城したとすると、本城である甲山城よりも防備の厳重な総石垣造りの城を高郷に築き、篠津原に家臣団の住む屋敷群を造つた理由が分からなくなりますが、現存する史料に残っていない毛利氏と尼子氏の激突がこの篠津原一帯でおこなわれたのでしょうか。想像し

てみるのも面白くと思います。

高郷は毛利氏の時代、最終的には山内氏の支配に帰したようです。前述の「山内隆通知行書立案」（三〇四）にあるように高・小用は七百貫の地として山内氏の所有するところとなりました。また、弘治三年（一五五七）のものと考えられる「毛利元就自筆書状」（『毛利家文書』）に

「山内大和守者、高七百貫、長江三百貫、四ヶ村四百貫、其外式千貫程之隠居分にて候つる」

とあって、山内氏による高郷の領有は毛利氏の承認を得たようです。そして、天正十九年（一五九一）、毛利氏が広島城を築城して移るにあたり、山内氏も広島に移住することになり雲井城も廃城となつたと考えられます。

山内首藤氏に関する所領給付・安堵文書

年代	西暦	No.	発給者	宛所	名目	所領
建武五年	1338.2.3	17	足利尊氏	山内彦三郎通時	勲功	備後國信敷東方(海老名五郎左衛門尉跡)、河北郷(山内藤三跡)、伊予東(同人跡)等地頭職
應安六年	1373.6.11	55	知事源俊	住山	補任	千光寺領備後國地毘庄内本郷領家方代官職事、当年計所預置山内下野守(通忠)殿也、
至徳三年	1386.4.28	64	山内下野守		請文	千光寺領備後國地毘本郷領家職事、本所之御年貢、毎年如契約京進可申候
應永九年	1402.5.6	82	山内四郎次郎代		請文	千光寺領備後國地毘本郷領家職事、

應安六年	1373.6.25	56	祥忠		補任	運華王院領備後國地毘庄内河北村領家方半濟所務職事、右、於彼村当年所務者、 山内下野守殿仁
應永四年	1397.3.18	74	千々代丸	山内下野守通忠	補任	運華王院領備後國地毘庄内原上村同下村伊子東村等領家職事、
應永十七年	1410.3.23	85	山名常熙	山内四郎次郎熙通	給分	備後國地毘庄内福田十名(田土掃部入道跡)事、
應永十七年	1410.11.13	86	山名常熙	山内四郎次郎熙通	給分	備後國地毘庄内殘田分事、
應永廿一年	1414.4.22	87	山名常熙	山内上野介熙通	給分	備後國地毘庄内奈目良分事、
應永卅年	1423.7.10	89	山名常熙	山内上野介熙通	給分	備後國地毘庄内河北領家事、
年久		88	山名常熙	山内上野介熙通	給分	奈目良本知行事、奈目良給分替之地、相計候、
年久		90	山名常熙	山内上野介熙通	給分	地毘庄内福田事、三河内本所事候之間、
長享元年	1487.12.30	140	山名政豊	山内新左衛門尉	給分	備後料所伊子地頭分事、

明徳元年	1390.8.10	66	有賢	山内下野守通忠	契約	延暦寺石泉院領地毘庄内伊子西村領家職事、任先例所山内下野守殿契約申也、
明徳二年	1391.7.2	67	春源	山内下野守通忠	契約	延暦寺石泉院領地毘庄内領家職事、契約申、備後國伊子西庄半濟事

明徳四年	1393.10.1	68	月行事頼宗	山内下野守通忠	補任	山門千手院領備後惠蘇西条河北以下四箇村所務職事
應永四年	1397.4.11	75	月行事	山内下野守通忠	補任	山門千手院領備後惠蘇西条河北以下四箇村所務職事
文安元年	1444.3.12	96	山名持豊	山内上野介時通	補任	山門領備後四ヶ村村州栖眞院請地之事
享徳三年	1454.9.5	102	栖眞院宗坡	山内次郎四郎泰通	補任	山門領備後四ヶ村村代官職事、
延徳二年	1490.6.5	149	眞崇	山内大和守	補任	遠碧院請地山門千手堂領備後國四ヶ村村代官職事、
延徳四年	1492.9.3	160	山名俊豊	山内大和守	補任	山門領備後國四ヶ村村栖眞院請地代官職事、任從本所代々補任、遠碧院殿御書之旨
延徳四年	1492.9.5	190	山名俊豊	山内二郎四郎直通	補任	栖眞院領四ヶ村事、如先々代官職不可相違候

建武五年	1338.2.3	17	足利尊氏	山内彦三郎通時	勲功	備後國信敷東方(海老名五郎左衛門尉跡)、河北郷(山内藤三跡)、伊予東(同人跡)等地頭職
康應二年	1390.3.3	65	山名時熙	山内下野守通忠	給分	備後國信敷庄東方事、
応仁元年	1467.11.9	112	宮田教言	山内新左衛門尉	預進	等持寺院備後國之内信敷東西代官職事、
応仁三年	1468.12.30	114	山名持豊	山内新左衛門尉	給分	等持寺院備後國信敷東半分事、
文明二年	1470.11.24	120	山名持豊	山内新左衛門尉	給分	備後國信敷東方之事、一圓所充行之也
文明七年	1475.6.25	129	山名政豊		給分	備後信敷東西内増分三沢信濃守跡事、
明徳二年	1493.2.7	163	山名俊豊	山内大和守	給分	備州信敷四分之内敎令同意躰跡事、同国永江庄但本村除之等事、當給人於成就者、

延徳二年	1490.11.28	156	山内豊通	大田垣左京亮久光	補任	備州東田三ヶ村村代官職事、
延徳四年	1492.9.3	159	山名俊豊	山内大和守	補任	備州東田事、雖申付守護代候、代官職事不可有相違候也、

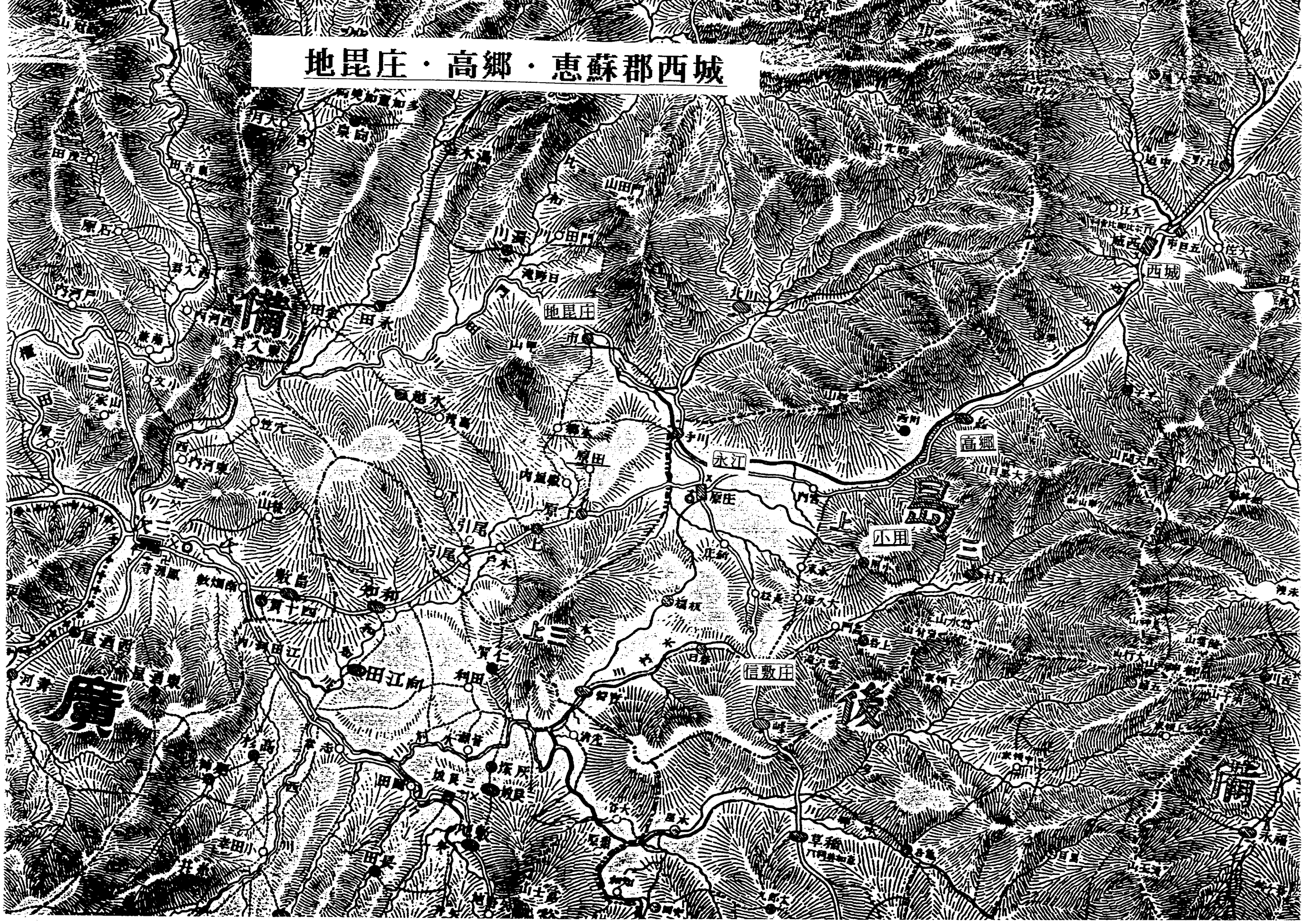
応仁三年	1469.3.21	179	宮田教言	山内かう松直通	預進	矢野の内かち田、ふん郷河代官職事
文明二年	1470.6.15	180	宮田教言	山内幸松直通	進置	矢野庄内梶田、本郷、西村等事、
明徳元年	1492.12.5	191	山名俊豊	山内二郎四郎直通	給分	備州矢野庄之内本郷、梶田、西村等事、
明徳五年	1496.4.3	193	山名俊豊	山内二郎四郎直通	相計	備州大田庄内本郷、同在所寺町分等事

應安七年	1374.7.22	57	今川頼泰	山内下野守通忠	預置	備後國三上郡内高郷地頭職、同郡内永江庄半分事、為兵糧料所
明徳二年	1493.7.26	166	山名俊豊	山内大和守	給分	備後國府中眞富國衙泉田村等事、
明徳三年	1494.3.2	164	山名俊豊	山内大和守	給分	高野領備後國世良郡大田庄内上原代官職事申付候、
明徳三年	1494.3.2	165	山名俊豊	山内大和守	給分	備後國世良郡大田庄内桑原下見二郎左衛門尉跡等事、
明徳五年	1496.4.12	194	(宮)政盛	山内二郎四郎直通	進置	仍未渡村事、雖公用地候
文明六年	1475.11.18	561	宮盛忠	不明	契約	小条孫右衛門尉跡田島等事
年久		171	山名俊豊	山内大和守	給分	備州田総地頭分、小章但公用在之、和智郷、有福等事

文明十一年	1479.7.2	107	山名政豊	山内上野介泰通	給分	備後國所々臨時段錢等事、所令免除也、
文明二年	1467.2.3	111	山名持豊	山内新左衛門尉	給分	備後國岩成下村領家分、并伊子西村半濟等、厩料所分、事、
文明二年	1470.5.12	119	山名持豊	山内新左衛門尉	給分	備後國信敷東方半分事、成置判形於同名駿河守之間、為替地、同国信敷東西、地毘庄
文明三年	1471.7.5	121	山名宗全	山内新左衛門尉	給分	津口領家、岩成、下村、伊子半濟公用段錢等事、
延徳四年	1492.9.3	160	山名俊豊	山内大和守	給分	備後國地毘本郷、同河北、同下原、同伊子領家半濟、信敷東西、津口半濟、岩成、下村領家等反錢事、 備州要脚段錢事、近年一向有名無実候之間、一方奉行事、来年之儀申付候、

文安元年	1444.7.25	97	山名持豊	山内上野介時通	給分	播磨國明石郡伎吉別府領家渡迎兵庫介跡事、
文安二年	1445.10.17	98	山名持豊	山内上野介時通	給分	播磨國揖保郡桑原庄地頭職桑原左衛門太郎跡事、
康正元年	1455.10.13	103	山名持豊	山内次郎四郎泰通	給分	播磨國筑紫郡恒富保内小原村大国安法師丸跡、同郡念井位田内同人跡、等事、
文明十六年	1484.12.11	135	山名政豊	山内新左衛門尉	給分	播磨國佐用郡内拾分貳、并賀古郡野口内切米捌石、當國所々知行分反錢等事、
文明十七年	1485.12.13	137	山名政豊	山内新左衛門尉	給分	播磨國筑紫郡國衙内印達南条伊豆分、事
文明十七年	1485.12.13	138	山名政豊	山内新左衛門尉	給分	播磨國三木郡瀬川庄内冷泉家領、佐用郡内柏原西方分事、
文明十八年	1485.12.13	143	山名政豊	山内新左衛門尉	給分	播州多可郡内瑞光寺領、揖保郡内布施郷領家分、佐用郡内時安本郷等事、

地毘庄·高郷·惠蘇郡西城



くもい
雲井城跡 (要害山城跡, 篠津原城跡) 庄原市高町

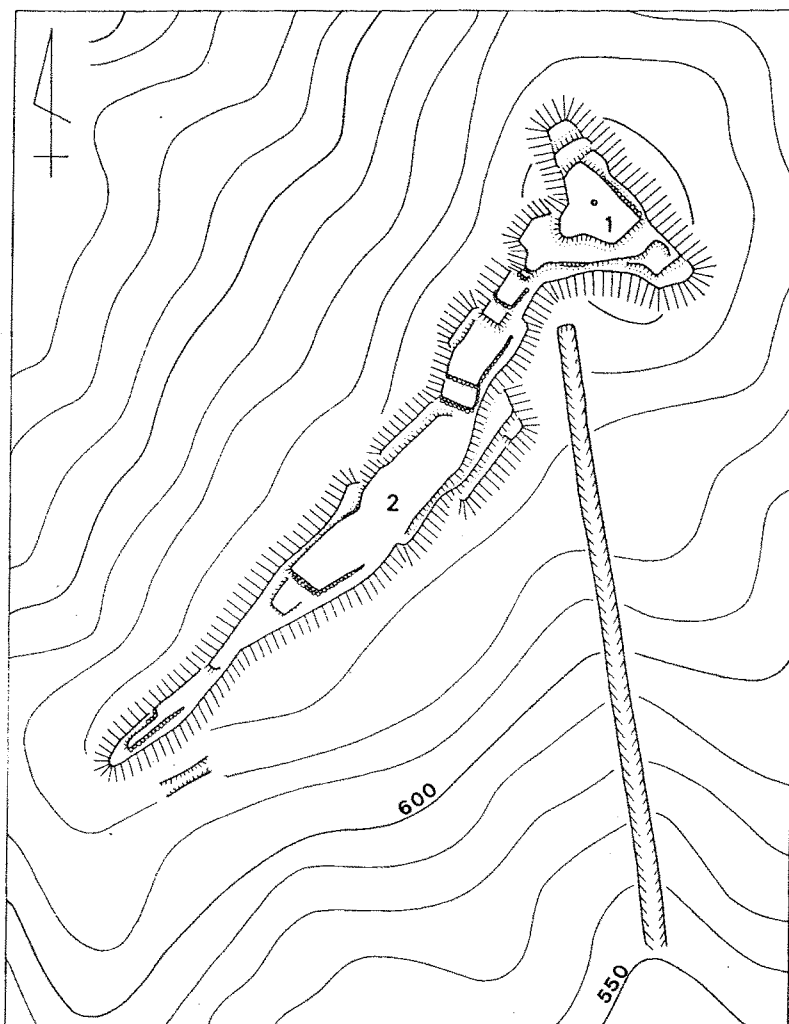
現状 山林 保存状況 完存 立地 丘陵頂部 標高659m 比高380m

史料 『芸藩通志』巻121・125

参考文献 「庄原市高町の篠津原館址の調査報告」, 『山内首藤氏の支城・雲井城について』, 『日本城郭大系』

概要

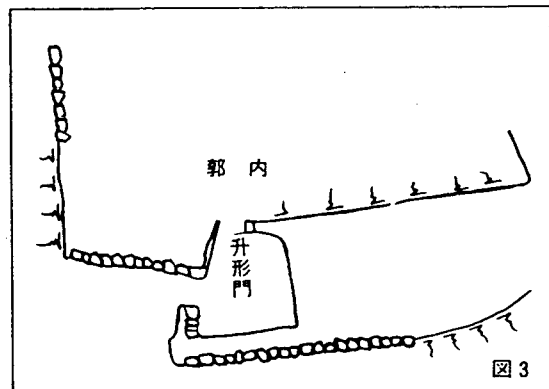
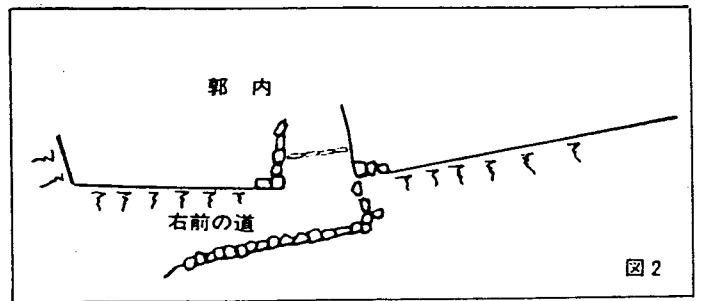
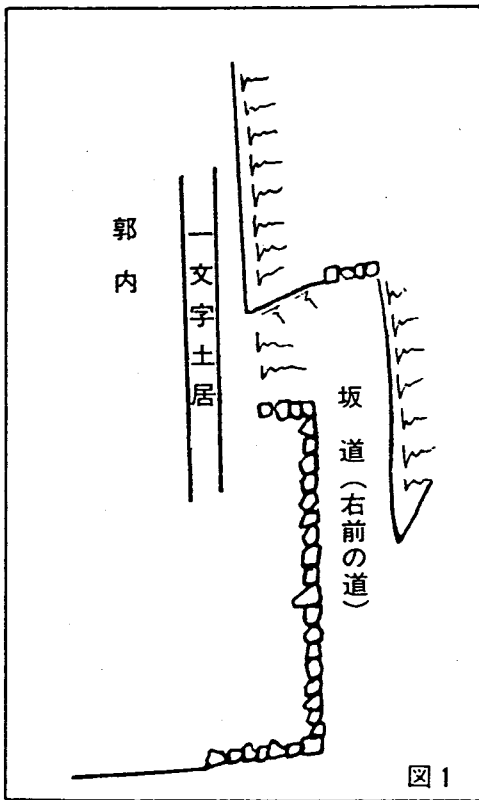
最高所の1郭中ほどには径約2mの井戸がある。この1郭から南西尾根上に郭が並び、所々に石垣が多用されている。郭群をつなぐ通路は南側を通っている。北西麓からの登城路は2郭北西端に取り付く。



雲井城跡略測図 (S=1:2,000)



雲井城本丸（要害山頂上）の石垣

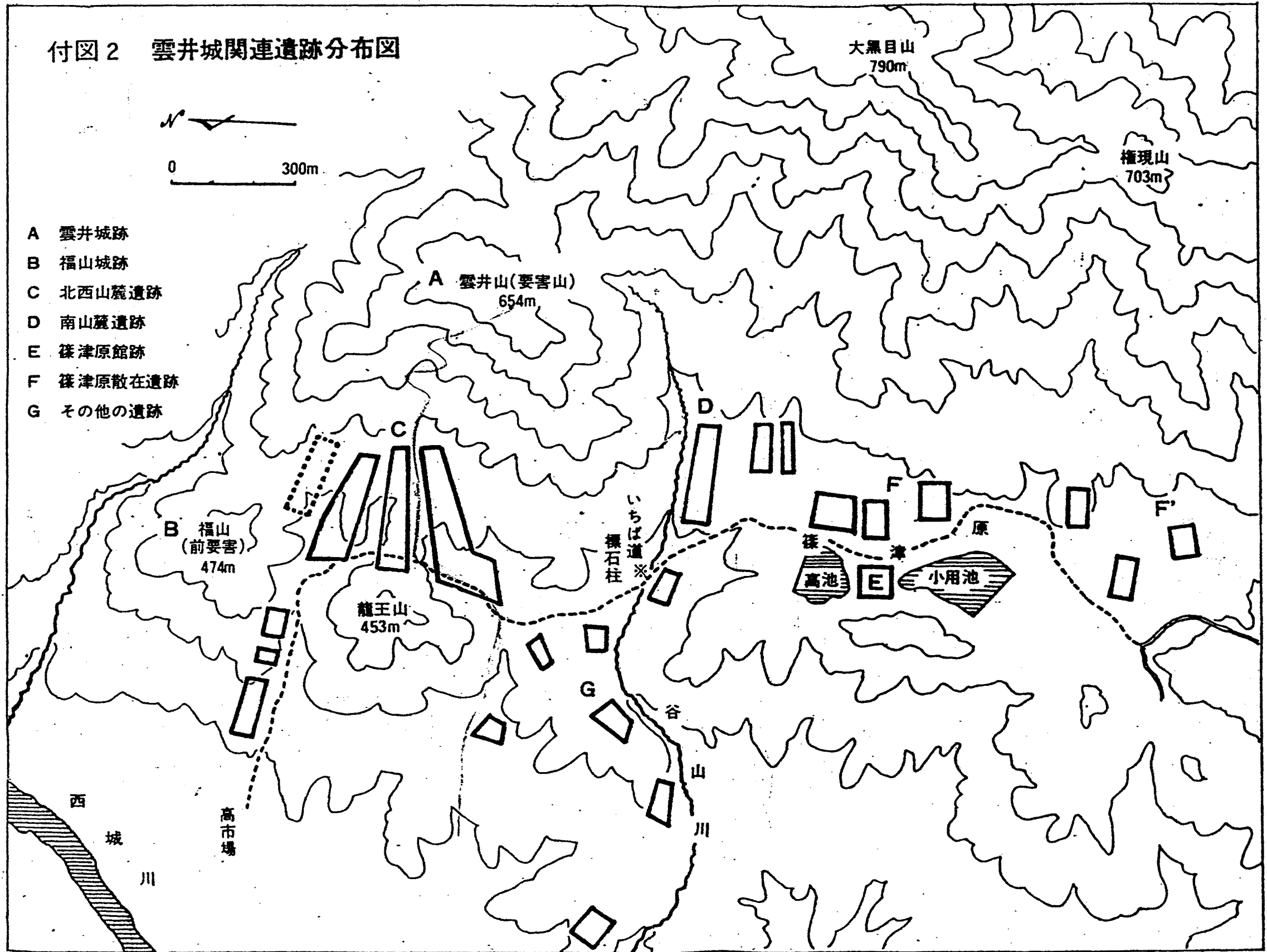


付図2 雲井城関連遺跡分布図



0 300m

- A 雲井城跡
- B 福山城跡
- C 北西山麓遺跡
- D 南山麓遺跡
- E 孫津原館跡
- F 孫津原散在遺跡
- G その他の遺跡



しのつはら

篠津原館跡群 庄原市高町

現状 山林 保存状況 完存 立地 丘陵先端・丘陵裾部 標高350~450m 比高1~5m

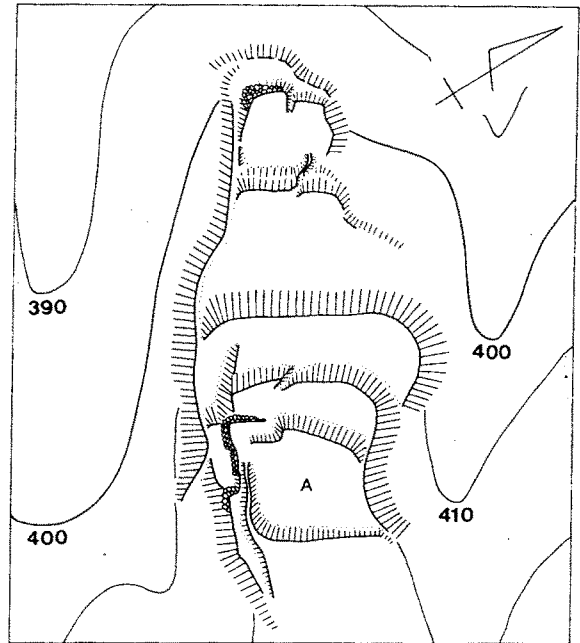
参考文献 「庄原市高町の篠津原館址の調査」, 『中国縦貫自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書(1)』, 『山内首藤氏の支城・雲井城について』, 『日本城郭大系』, 『広島県の主要城跡』

概 要

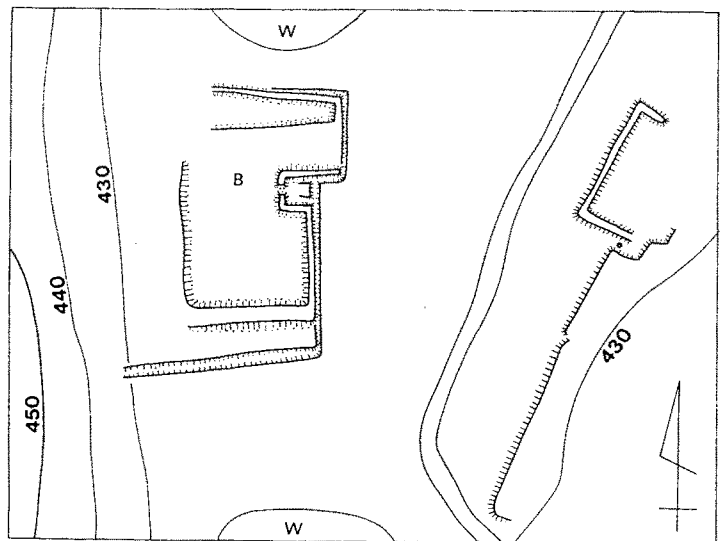
福山城跡の南麓, 雲井城跡の西から南にかけての裾野に館跡群が広がる。全域の詳細分布調査は実施していない。館跡群のうち, 最大級の規模の二つの遺跡(A・B)を図化した。

Aは27m×35mの規模で, 西端に切岸部分を石垣で固めた榊形がある。この北西下に二段の平坦面が広がり, 不整形な緩斜面のさらに先端に20m×25mの郭がある。この郭の北西辺の中央部に坂虎口があり, これより南側の切岸は石垣となる。

Bは高池と小用池の間に位置し, 土塁と堀に囲まれた70m×30m程度の規模である。東辺中央にある虎口は土塁と堀に囲まれている。



篠津原館跡群A遺跡略測図 (S=1:2,000)



篠津原館跡群B遺跡略測図 (S=1:2,000)

ふくやま

福山城跡 庄原市高町

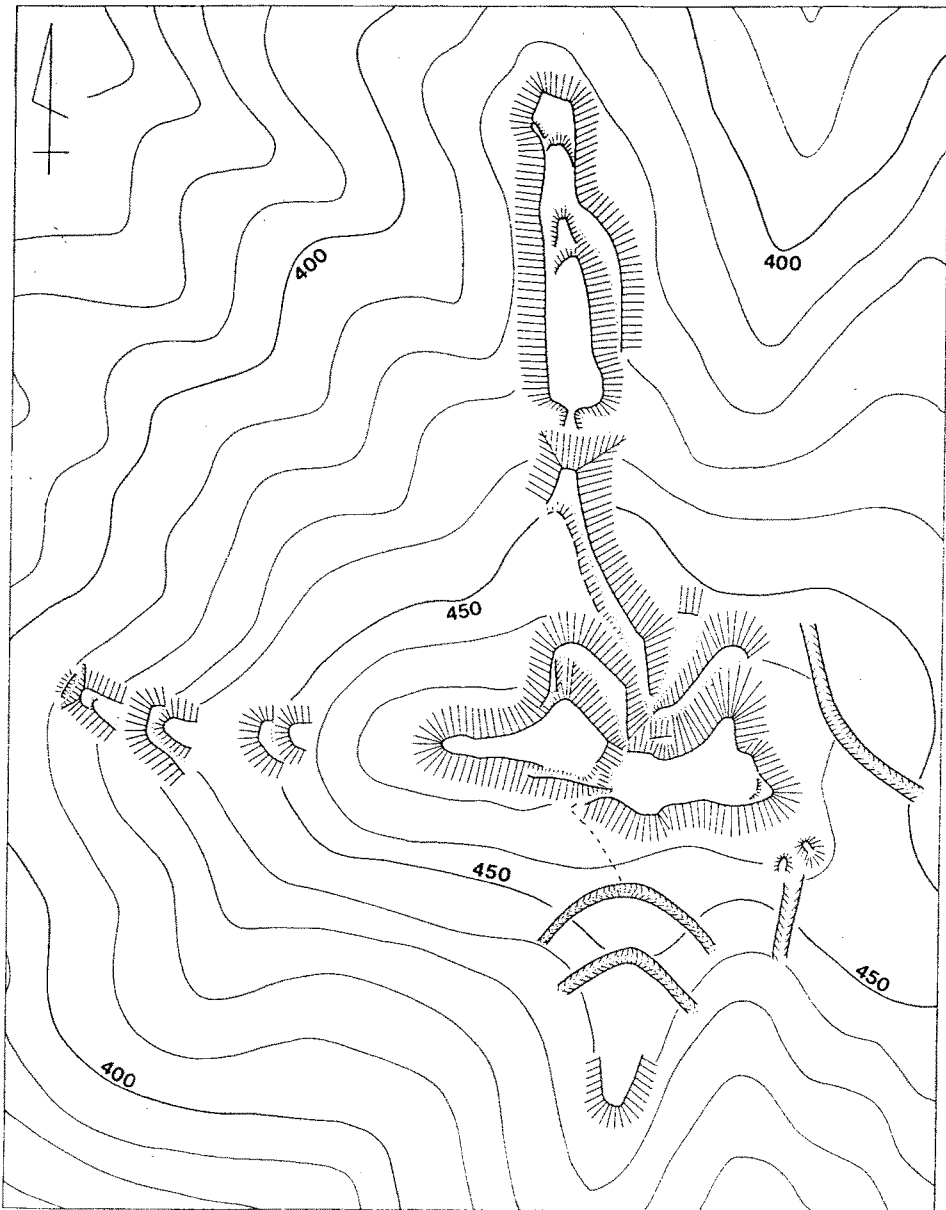
現状 山林 保存状況 完存 立地 丘陵頂部 標高477m 比高200m

史料 『芸藩通志』巻121・125

参考文献 『山内首藤氏の支城・雲井城について』、『日本城郭大系』

概要

東西に延びる山頂郭群，ここから西下に続く小郭群と北に延びる細尾根上の郭群，及び堀切などからなる。最高所の1郭は45m×5～20mの規模で，北側に通路が取り付き3m下の郭につながる。1郭の東に2m低く2郭があり，南西端に虎口が開き南下の堀切に続く。2郭の北下3mから幅5m弱の通路が北に延び，先端にわずかな平坦面がある。その下5mに土橋を伴う深さ0.5mの堀切があり，ここから北側に4段の長大な郭が広がる。



福山城跡略測図 (S=1:2,000)

地頭庄

現比叡郡高野町・比和町、庄原市西北部など旧豊原郡のほぼ全域を荘域とする。庄原市域で当庄に含まれるのは、上原・三日市・戸郷・市・田原・本郷・殿垣内・川北・門田・濁川・榎田・七塚の各町で、荘域南部にあたる。

荘名は承久三年(一二三二)七月二六日の関東下知状(山内首藤家文書)にみえ、「備後国地頭庄事、地頭重俊之子息太郎、於京方難令死去、同次郎於御方致合戦之志畢、然者、重俊地頭職無相違可令安堵之状、依仰下知如件」とある。荘名については「芸藩通志」に「聖武天皇の時、行基此地に來り高山に入り、粟の大樹を伐て觀音地蔵、毘沙門の像を造り堂を建て、高山千手堂と呼ぶ、又地蔵、毘沙門の冠字を摘て、此里を地毘の庄と名く」とあり、本郷村(高甲)山の千手堂(のちの円通寺)との関係が記されている。

永享一二年(一四四〇)八月七日の山内時通注進状(山内首藤家文書)によると、荘内には本郷・上原・下原・川北(現庄原市)、伊与・伊与東(現比和町)、多賀(現高野町の七郷)があり、領家・本所は本郷・上原・下原が嵯峨千光寺(現京都市西京区)、川北が桐尾高山寺(同京区)、伊与・伊与東・多賀が蓮華王院とある(比叡郡比和町の伊与郷高野町の多賀村)。すなわち後白河法皇が平清盛をして建立せしめた蓮華王院など諸寺院領であり、隣接の信敷庄が平家没官領であったことなどからみて、この地方は平氏との関係が深かったらしく、当庄も平氏の手を経ていると考えられるが確証はない。

応仁・文明の乱では、守護山名持豊に従い西軍として備後・安芸の各地や京都で戦ったが、同時に近隣の泉田庄・信敷庄への進出をはじめ、当庄内や備後南部に請地が増加するなど急速に勢力をのびし、延徳四年(一四九二)九月、山内豊成は守護代・備後国段銭奉行同月三日「山名俊豊等が同文書となり、備後の國人衆のうち筆頭に位置し、着座についても守護から國衆中の座上につくことを認められ(年未詳八月二〇日付「山名俊豊書状」同文書)、安芸の毛利氏と並ぶほどになった。

山内氏は地頭庄入部の際、鎌倉の鶴岡八幡宮を南村(現比叡郡高野町)に勧請し、その後も川北・本郷・市の各地に八幡宮を造立した。南村八幡社を荘内の総本社として八幡信仰を広める一方、在来の諸神社・寺院を保護して荘民の精神生活にもかかわった。山内氏も村落共同体の一員として八幡宮の御廻り制度のなかに加わり、頭次第に従って頭を勤めたといわれる。

地頭庄に関する史料のほとんどは山内家相伝の山内首藤家文書であり、それらのなかの多数の譲状によって、本郷を中心に中世の名などを現地比定することができたが、近年の圃場整備事業のため、中世以来の耕地が多く失われた。当庄北部(現比叡郡高野町・比和町)は、近世には広島藩の代表的鉄産地であったから、山内氏と鉄の関係は重要な問題と思われるが、いまだ明らかにされていない。

天文二二年、毛利氏は山内氏の庶子家多賀山氏の部山城をおとし、山内隆通も盟約的關係という名のもとに毛利元就の支配下に入った。しかし山内氏は庶子家の旧領地以外ほとんどの地を安堵され、毛利氏に従って長州に移るまで引続き備後北部の地を領知した。

地頭庄の地頭に補任された山内首藤氏は、相模国山内

庄(現神奈川県鎌倉市)を本貫地とする源家譜代の家人であったが、源頼朝率兵の際、山内経俊が平家方となつたため、山内庄をとりあげられた。しかし経俊の母摩々局が頼朝の乳母であった関係により許され、母の私領早河庄一得名(現神奈川県小田原市)に拠つた。その後、経俊の子重俊は源氏方として活躍したので、陸奥・信濃・摂津などに地頭職、伊勢国守護職などを得ており、年代は明らかでないが地頭庄の地頭職も与えられた。永仁三年(一二九三)三月二九日の山内時通讓状(山内首藤家文書)によると、その頃惣領時通は地頭庄地頭職のほかに、摂津国富島庄(現大阪市西成区)地頭職および下司公文名地頭職、信濃国下平田郷(現長野県松本市)、相模国早河庄一得名を有した。これらのなかで、信濃国は頼朝が知行国主として国衙機構を支配しており、勢力扶植を期待できる好条件下にあったが北条氏の進出が著しく、また早河庄一得名はきわめて狭小で、そのうえ土肥氏の勢力下であり、畿内富島庄の詳細は不明ながら、先進地として開発の余地は少なかったと思われる。

以上の諸状況下にあった山内氏は地頭庄に庶子家を送り込み、発展に期待をかけたものと思われる。庶子家は地頭庄に散在する各盆地に定着し、滑・竹内・黒杭・田原・懸田・川北・多賀などの在地名を名乗つた。山内氏は、前記永仁三年の山内時通讓状では本郷の公文職も手の中にしており、領主側の雑掌と対立したが、延慶元年(一三〇八)本郷を年貢四五貫文で地頭請とすることに成功した(同年二月一八日「備後地頭庄本郷雑掌進出地頭山内通資連書」とあり、山内首藤家文書)。正和五年(一二三六)惣領の山内通資は関東から当庄に移り、北部の新市村(現比叡郡高野町)の部山城に拠つたが、のち南部の本郷村に甲山城を構え

信敷庄

旧三上郡のほぼ南半分、現在の是松・板橋・一本・実留・春田・峰田・上谷・本村の諸町一帯を荘域とする。「吾妻鏡」文治二年(一一八六)一月二八日条に「備後信敷庄以下數ヶ所地頭職令避与于彼室家給云々」とみえる。平家没官領(吾妻鏡)で、文治二年一条能保の妻藤原朝の妹に与えられた。その死後の建久三年(一一九三)には摂津国福原庄・武庫御厨など計二〇ヶ所の所領とともにその子供に相続された(同書建久三年二月一四日条)が、信敷庄がだれに渡つたかは不明。

正安二年(一二三〇)五月二三日の六波羅下知状(山内首藤家文書)によれば、当時信敷庄の地頭は長井聖願であったが、名主の泉谷秀信は荘内の峰・春田の田所職を押し領しようとし相論となつており、当庄における名主層の成長ぶり、秩序の崩れがちな状況がうかがえる。一四世紀初頭には、荘内は東方と西方に分けられ下地分などについては不詳、別々の動きをしている。すなわち暦仁元年(一二三三)幕府は京都に籌屋を置き治安維持に当たつたが、当庄西方は嘉元元年(一二三三)には四家島丸屋の費用をまかなう料所となつており、地頭は長井頼秀であった(同年二月一四日「関東御教書」毛利家文書)。また東方は元弘三年(一二三三)海老名五郎左衛門が足利尊氏から安堵されている(同年六月四日「足利尊氏書状」山内首藤家文書)。

信敷庄に隣接する地頭庄では、地頭山内氏が在地領主として発展しつつあり、正安年間頃より進出の機をうかがつていた模様である(正安二年二月五日「沙弥某讓状」山内首藤家文書)。南北朝内乱で山内通時は足利方として戦功があり、建武五年(一二三三)通時ならびに一族は、当庄東方の地頭職を得た(同年二月三日「足利尊氏下文」同文書)。通時はその地頭職を一族に配分し相伝させ、この地を支配した。延文五年(一二三六)正月二三日の滑田鏡讓状(山内首藤家文書)に「備後国信敷東方内本郷村内とききた名、ささお名、みつひら名、むねかの名、もりむね名等頭領職」とあり、山内氏の有力庶子家滑氏が配分を受けている。

た(芸藩通志)。先の地頭請が代銭納となつている背景には、

当庄南部に貨幣経済が発展していたことが考えられ、山内氏が南部に移つたのも荘内経済の把握と、三吉氏・和知氏・長井氏など近隣勢力との戦略を考慮したためと思われる。延文五年(一二三六)正月二三日の滑田鏡讓状(山内首藤家文書)には新三日市・九日市の名がみえ、甲山城近辺にも畦ノ市・多畑ノ市などの地名が残る。元徳二年(一二三〇)通資(長快)は所領の細分化をさけるため単独相続制の原則をたて(同年三月一八日「山内長快讓状」山内首藤家文書)、また山内首藤家文書によれば貞和七年(一二三二)には当庄の歴史で最も著名な一族一揆が結ばれている。

当庄では、早くから惣領家と庶子家の対立がみられ、通資と庶子家滑通忠の間でも本郷の所務について相論があり、文保元年(一二三二)に和与が成立しているが同年五月二六日「備後地頭庄本郷惣領地頭山内通資一分地頭同發觀連書和与状案」同文書、南北朝の動乱期には、一族の分立をおさえ、團結と協力が必要となつた。観應元年(一二三五)足利尊氏と直義・直冬との対立が起こると、山内氏は中国地方に勢力のあつた直冬方として行動した。尊氏は直系の岩松頼有を守護として備後に送つたので、山内一族は結束して勝ち抜くため、貞和七年(一二三二)二月二日付で山内一族一揆契約連署起請文(同文書)に一族一名が連署し一族同心を誓つた。これ以後、惣領職という地位が一族の間で明確化し、宝徳元年(一二四九)の山内時通讓状(同文書)以降、天文五年(一二三五)の山内直通書状(同文書)にいたるまで「惣領」「惣領職」を譲ることが明示され、文書の形式も改められている。惣領が統率することで、山内氏一族は地頭庄を中心に発展し、南北朝期には永江庄(兵糧料所)・高郷地頭職などを得ており、一族一人も新恩を加えられた(年未詳「山内一族新恩拜領入交名」同文書)。

荘域内には本郷の地名が残っていないが、本村の本村川南に森宗の地名があり、その西方に榎尾・時貞の地名があつたと推定されるので、中世の本郷村は近世の本村村域にあたると思われる。

南北朝の動乱には山内氏・長井氏ともに足利方に属したが、観應元年(一二三五)足利尊氏・直義兄弟が対立し、観應の擾乱が起こり備後國人衆にも対立が生ずると、山内通広は同二年長井貞頼の領内に侵入した(正平六年一〇月一八日「岩松頼有書状」毛利家文書)。また山内氏も明徳元年(一二九〇)には安芸国高田郡の宗戸氏によって信敷庄東方を押領された(承永一六年八月日付「山内無通由状案」山内首藤家文書)。宗戸氏押領後は足利氏と関係の深い京都等持院領となつたため、山内氏は事件後二〇年を経て支配を回復できなかったが、承永三年(一二三六)四月二二日の山内無通讓状(同文書)には、信敷庄東方が含まれているので、この頃までは山内氏の支配に復したとみられる。また、西方は幕府領として毛利氏に預けおかれていた(年未詳六月三日「細川頼有連行状」毛利家文書)。

応仁の乱が起ると山内氏は西軍として活躍するが、早くも応仁元年(一四六七)信敷東西の代官職が山内豊成に与えられている(同年二月九日「宮田教書書状」山内首藤家文書)。以後、信敷東西半済、反銭などを得ており(文明二年六月七日「山名持豊判物」など、同文書)、また山陰の三沢氏や馬采氏の給分も当庄内にあつたが、戦国期を通じて、山内氏の支配に入ったとみられる。

天文二二年(一五五三)山内氏は毛利氏の支配に服したが、天正一四年(一五六八)の山内隆通知行書立案(山内首藤家文書)には信敷東西一千貫(このうち七〇貫が滑氏分)とある。なお同一七年山内隆通は、毛利氏家臣諸氏とともに厳島神社に当庄内の田三反を寄進している(厳島社旦那寄進田地付立「厳島野坂文書」)。文祿四年(一六九五)の山内広通給地付立起請文案(山内首藤家文書)には、信敷庄は二千一八七石六斗、屋敷七二二カ所(市屋敷を含む)とある。

泉田庄

庄原市の南西部、現在の高茂・水越・山内・平和・尾引・木戸付近が荘域とされる。延徳二年(二四九〇)六月一日付の山名俊豊書状(山内首藤家文書)に「栖真院領泉田内三ヶ村代官職事、就三吉浦喜上野介与相論之儀、可有直務之由、院主被申定候、然上者、兩人共以永可有停止彼望候」とみえ、延暦寺栖真院領としてみえる。しかし荘名はないが、当庄をさす内容をもつ文書として、さかのぼって文安元年(一四四三)三月一日付の山名持豊判物(同文書)に「山門領備後国四ヶ村栖真院請地之事、從院主代官職契約之旨、令存知候」とある。この「山門領備後国四ヶ村」というのは、恵蘇郡川北村および泉田庄内の西条(のちの上・下・尾引)、木戸、高茂(のちの水越を含む)の四村をさすと思われる。

明徳二年(二三九)將軍足利義満は山名氏の強大化を恐れ、挑発して明徳の乱を起させるとともに、寺院勢力の援助を得るための政略の一つとして京都蓮華王院や延暦寺石泉院・同千手院など延暦寺関係の寺院に所領を寄進した。前記四ヶ村はそのうちのひとつで、はじめ千手院領とされたらしく、明徳四年には千手院は隣接の地趾庄地頭山内通忠を四ヶ村の所務職に任じた(山内首藤家文書)。山内氏が泉田庄と関係をもつのはこの頃からと思われる。

応仁の乱が起ると、備後北部の武士団は山名持豊に従ったが、互いにすきをうかかし泉田庄にも三吉氏や浦木氏の勢力が及んだ(山内首藤家文書)。しかし乱後山内氏は泉田庄から他勢力を排斥するため下村平田に向城を構え、湯木村(現比婆郡和町)の釜峰山城による浦木氏や畠敷村(現三次市)の比叡尾山城による三吉氏と対決した。向城は小規模ではあるが、泉田庄の信仰の中心である日吉神社が鎮座する竹花山の裏手をおさえ、山内氏の泉田

庄制庄に大きな役割を果たした。山内豊成は守護山名俊豊の勧告を無視して向城に兵をとめ、さらに釜峰山の浦木氏を攻め「山名俊豊書状」(山内首藤家文書)、延徳二年には領主延暦寺栖真院が山内豊成に泉田庄の所務などをまかせている(「栖真院真崇書状」同文書)。

延徳四年九月、山内豊成は守護代となり、泉田庄の代官職も守護山名俊豊により安堵された(山名俊豊書状、同文書)。山内氏は荘内の住民支配にも意を注ぎ、永正九年(一五二二)には上村八幡宮に神田・修理田として三反を寄進している(上村八幡宮社文書)。また、当庄の領主比叡山延暦寺と密接な関係にある近江国の日吉社を勧請した日吉神社に対しては、永祿六年(一五六三)山内隆通が赤糸威大織を奉納し(芸藩通志)、翌七年には本社・末社・経堂・舞殿・鳥居を建立し、神田七反を寄進(山王権現縁起)横路家文書)するなどしている。山内氏は天文二二年(一五五三)毛利氏の支配下に入るが、天正一四年(一五八六)山内隆通が毛利氏に注進した知行高として、泉田は三五〇貫とある(山内隆通知行書立案)山内首藤家文書)。

永江庄

旧三上郡の中心部、現在の川手・本・宮内・新庄の四町付近が荘域にあたると思われる。荘名は応安七年(一三三)四月七日二日付の山内通忠宛の今川頼泰預ケ状(山内首藤家文書)に「備後国三上郡内高郷地頭職、同郡内長江庄平分事、為兵糧料所々預置也」とみえる。江戸末期の書「庄原雜録」(庄原市史)所収の所収の応永八年(一四〇二)の神家文書に「建仁寺領備後国永江庄」とみえ、また同一七年の「建仁寺領諸国注進目録ノ事」(建仁寺日記記載の寺領一八ヶ所のなかに「備後国永江ノ庄地頭職」があげられている。しかし詳細は不明。「芸藩通志」には宮内八幡宮の祠官永江氏にちなみ荘名を生じたとあるが、当庄の成立にいかなる関係があった人物が明らかでない。

前記応安七年の預ケ状によれば、地趾庄の地頭山内通忠は南北朝内乱期に足利方として戦功があり、当庄の半分を兵糧料所として得ているので、この頃から山内氏の勢力が及び始めたと思われる。

明徳二年(二四九)七月、備後の守護山名俊豊は備後の國人衆を率いて但馬に入り、父政豊と戦ったが、それに先立ち同年二月山内豊成に「備州信敷西分之内敵令同意、軍跡事、同国永江庄川本村等事、但、当給人於成敵者、為給分可有知行候也」という書状(山内首藤家文書)を送り、永江庄の当給人が敵となれば、これを替え山内氏に宛行うことを条件に出兵を要請した。永江庄のうち本村は除くとあるが、近世の村名では荘域内に該当するものがない。しかし、本村とあるので当庄の重要地で并務を執行する政所などの所在地であったと思われる。近世の庄原村のうち、今日柳原と総称している西城川北岸の地、こゝに大仙谷(宇大仙谷・大門・東谷)辺りであったと思われる、大仙谷入口の字橋本に間所業師(現在は方一間半の堂)があ

り、近くに中世のものと思われる宝篋印塔(高き一〇二センチ)や、「まどころ」という屋号が残る。政所が転訛したものと想われ、政所所在地跡と推定される。業師如来像は寛正年中(二四六〇-六六)貞朝作で、堂は元禄一二年(一六九)の再興と伝えられる(万治記「庄原市史」所収)。さらに大仙谷には「ゆうめん」「こうめん」など荘園制に由来すると思われる屋号があり、滝尾池・東池などで灌漑する水田は谷迫の地に発達し、中世村落の様相をもつ。のちに庄原上野池畔に移った古刹宝蔵寺も大仙谷滝尾山にあったものである。前記明徳二年の書状から考えて山内氏は同年にはこの地を掌握していたと思われる。なお同五年一〇月二日の山名俊豊加知行目録(山内首藤家文書)では、山内氏は永江庄本村を安堵されている。

山内氏は天文二二年(一五五三)毛利氏の支配下に入るが、天文年間には毛利氏の家臣が地趾庄周辺部に入っており、永江庄内には庄原氏が、大仙谷東に山王城を構え、荘内川手村に八幡宮を勧請したり、新在家にあった丑寅神社を山内隆通とともに重修している。山内氏は地趾庄に関して支配を強固にしたが、永江庄には他の勢力と競合しながら進出しただけに完全な支配権を維持するとは困難であったと思われる。

山内氏が毛利氏の下に入った折の確認では、「永江之儀、江田末代不可及存分事」(天文三年二月三日「山内隆通家書并毛利元就等連署返書」山内首藤家文書)とあるので、和知(現三次市)の江田氏も永江庄に進出した時期があったとみられ、また毛利氏の家臣弘氏は永江庄内に給地と屋敷七ヶ所を与えられている(「備前録」所収弘権之充書上)。弘治三年(一五五七)頃の毛利元就自筆書状(毛利家文書)では永江庄三〇貫を山内豊成の隠居分として認めており、天正一四年(一五八六)二月二日の山内隆通知行書立案(山内首藤家文書)では永江庄三五〇貫を山内隆通が知行している。